

第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画について

1 計画策定の経緯

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「川口市DV対策基本計画」が令和6年度に最終年度となることから「第2次川口市DV対策基本計画」を策定するもの。
- (2) 令和6年4月1日から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、この法律の第8条第3項には、基本方針に則した、都道府県基本計画を勘案した、「市町村基本計画」を定めることが努力義務であることから「困難な問題を抱える女性への支援計画」を策定するもの。
- (3) 「第2次川口市DV対策基本計画」と「困難な問題を抱える女性への支援計画」を一本化して策定する。

2 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

- ① 配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護及び自立支援のための施策を推進する。
- ② 困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進する。
- ③ 両者は政策的な関連性が大きいと一本化し、新たに「第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」として策定する。

(2) 計画の位置づけ

- ① 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「市町村基本計画」とする。
- ② 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「市町村基本計画」とする。
- ③ 第3次川口市男女共同参画計画、基本目標Ⅱ課題5施策の方向(3) 困難を抱えた女性などの自立支援、及び、基本目標Ⅱ課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶に則した推進計画とする。

(3) 計画の対象

- ① 配偶者等からの暴力及び家族その他親密な関係にある人からの暴力。
- ② 生活困窮、性暴力、家庭の破綻、地域社会との関係性、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（その恐れのある女性も含む）。

(4) 計画期間

令和7年度から9年度までの3年間とする。

これは、令和10年度より、第3次川口市男女共同参画計画に統合予定であるため。

3 計画の体系

(1) 暴力を許さない社会づくりの推進

- ①男女共同参画社会への推進
- ②DV防止啓発事業の充実
- ③教育の場における啓発の推進
- ④社会の場における啓発の推進

(2) DV被害者及び困難な問題を抱える女性の発見と相談体制の強化

- ①早期発見のための通報の周知
- ②配偶者暴力相談支援センターの周知
- ③相談体制の強化及び充実

(3) DV被害者及び困難な問題を抱える女性の安全確保と自立

- ①相談時における安全確保
- ②被害者の保護及び緊急的な一時避難への対応
- ③被害者に関する個人情報保護
- ④被害者に寄り添った自立支援
- ⑤保護命令制度の利用助言
- ⑥加害者からの追及に対する対応

(4) 関係機関と連携協力

- ①支援調整会議の設置
- ②警察や埼玉県、民間団体との連携強化

4 その他

(1) スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------|
| ①令和 6年 8月21日(水) | 第1回委員会・諮問 |
| ② 〃 11月15日(金) | 第2回委員会 |
| ③ 〃 12月中旬頃 | パブリックコメント |
| ④令和 7年 2月頃 | 第3回委員会 |
| ⑤ 〃 3月頃 | 答申 |